

保医発 1001 第 4 号
令和 8 年 10 月 1 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県衛生主管部（局）
救急医療主管課（部）長
災害医療主管課（部）長
周産期医療主管課（部）長
へき地医療主管課（部）長
都道府県がん対策主管部（局）
がん対策主管課（部）長
都道府県感染症対策主管部（局）
感染症対策主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年度地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続きについて

標記について、地域医療指数（体制評価指数）等の確認に必要な手続きを下記のとおり定めたので、この取扱いについて遺漏のないよう貴管下の保険医療機関等に対し、周知徹底を図られたい。なお、この通知の発出に伴い、「令和 7 年度地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続きについて」（令和 7 年 9 月 26 日付け保医発 0926 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知）は廃止する。

記

1. 定義について

- ① この通知において「地域医療指数」とは、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数」（平成 24 年厚生労働省告示第 165 号）に定める機能評価係数Ⅱの項目である地域医療係数を算出する評価指標であり、地域医療計画等における一定の役割を評価する体制評価指数と、地域で発生する患者に対する各病院の患者のシェアを評価する定量評価指数で構成されるものをいう。

- ② この通知において「D P C対象病院」とは、「D P C制度への参加等の手続きについて」（令和 8 年 3 月 27 日付け保医発 0327 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「参加通知」という。）第 1 の 1（1）に掲げる病院をいう。
- ③ この通知において「がん診療連携拠点病院」とは、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和 8 年 7 月 30 日付け健発 0730 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知。以下「がん診療連携拠点病院等整備通知」という。）に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた病院のうち、都道府県がん診療連携拠点病院（国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院及び東病院を含む。）及び地域がん診療連携拠点病院をいう。
- ④ この通知において「特定領域がん診療連携拠点病院」及び「地域がん診療病院」とは、がん診療連携拠点病院等整備通知に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた病院をいう。
- ⑤ この通知において「小児がん拠点病院」とは、「小児がん拠点病院等の整備について」（令和 8 年 7 月 30 日付け健発 0730 第 2 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）に基づき、厚生労働大臣の指定を受けている病院をいう。
- ⑥ この通知において「へき地医療拠点病院」とは、「へき地保健医療対策等実施要綱」（平成 13 年 5 月 16 日付け医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知）に基づき、都道府県により指定された病院をいう。
- ⑦ この通知において「災害拠点病院」とは、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年 3 月 21 日付け医政発 0321 第 2 号厚生労働省医政局長通知）に基づき、都道府県により指定された病院をいう。
- ⑧ この通知において「災害派遣医療チーム（DMA T）を確保する病院」とは、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和 8 年 6 月 10 日付け医政地発 0610 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（以下「疾病・事業及び在宅医療指針」という。）中、「災害時における医療体制の構築に係る指針」に規定するチーム（都道府県又は政令指定都市が独自に認定する災害派遣医療チーム（DMA T）は除く。）を確保する病院をいう。
- ⑨ この通知において「広域災害・救急医療情報システム（EMI S）参加病院」とは、「救急医療対策事業実施要綱」（令和 8 年 4 月 8 日付け医政発 0408 第 2 号）に基づき、都道府県又は都道府県の委託を受けた法人が整備、運営する広域災害・救急医療情報システム（EMI S）に参加し、災害時に医療

施設の状況を当該システムに入力可能な病院をいう。

- ⑩ この通知において「総合周産期母子医療センター」及び「地域周産期母子医療センター」とは、「疾病・事業及び在宅医療指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」に基づき、都道府県により認定された病院をいう。
- ⑪ この通知において「病院群輪番制病院」及び「共同利用型病院」とは、医療計画において第二次救急医療機関として記載されている病院であって、「救急医療対策事業実施要綱」（令和 8 年 4 月 8 日付け医政発 0408 第 2 号）の要件を満たす病院をいう。
- ⑫ この通知において「救命救急センター」とは、「救急医療対策事業実施要綱」（令和 8 年 4 月 8 日付け医政発 0408 第 2 号）に規定されている病院をいう。
- ⑬ この通知において「第一種協定指定医療機関」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号（以下「感染症法」という。））に基づき、都道府県により指定された病院をいう。

2. 地域医療指数（体制評価指数）等の確認について

- （1）確認の対象となる病院の毎年 10 月 1 日における評価項目の参加又は指定等の状況、施設基準の届出状況等を確認することにより、地域医療指数（体制評価指数）等の確認を行うこととする。
- （2）D P C 対象病院は、地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続きをしなければならない。

3. 地域医療指数（体制評価指数）の評価項目について

- （1）以下の事業への参加又は指定等の状況により評価する。

① がん

- ・ がん診療連携拠点病院
- ・ 特定領域がん診療連携拠点病院又は地域がん診療病院
- ・ 小児がん拠点病院

② へき地の医療

- ・ へき地医療拠点病院
- ・ へき地医療拠点病院であって、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの期間において「へき地への巡回診療」、「へき地診療所等への医師派遣」及び「へき地診療所等への代診医派遣」（主要3事業）を合算して12回以上実施している病院
- ・ 「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日付け医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知。以下「社会医療法人認定通知」という。）に基づき、業務の区分「へき地医療」の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院
- ・ 社会医療法人認定通知に基づき、業務の区分「へき地医療」の要件以外の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院又は社会医療法人ではない病院であって、当該通知別添1の業務の区分「へき地医療」の当該業務の実績における基準に該当している病院

③ 災害時における医療

- ・ 災害拠点病院
- ・ 災害拠点病院以外の病院であって、業務継続計画（BCP）を策定している病院
- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）を確保する病院
- ・ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）参加病院（都道府県が運営する「救急医療情報システム」のみに参加している場合は除く。）

④ 周産期医療

- ・ 総合周産期母子医療センター
- ・ 地域周産期母子医療センター

⑤ 救急医療

- ・ 病院群輪番制病院
- ・ 共同利用型病院
- ・ 救命救急センター

⑥ 感染症

- ・ 第一種協定指定医療機関
- ・ 感染症法に基づき、都道府県知事と流行初期医療確保措置の対象となる協定（入院に係るものに限る。）を締結する病院

4. 地域医療指数（体制評価指数）等の確認に係る手続について

地域医療指数（体制評価指数）等の確認は以下の手順で行うこととする。

（１）WEBシステムを使用する場合について

① 様式１の取扱い

ア DPC対象病院は、令和８年 10 月 15 日(木)までに地域医療指数（体制評価指数）の評価項目の参加又は指定等状況を、様式１によりWEBシステムを用いて病院の所在地を管轄する都道府県衛生主管部（局）あてに提出する。

イ 都道府県衛生主管部（局）は、がん対策主管部（局）及び感染症対策主管部（局）と連携の上、上記アにより提出された様式１について、都道府県における登録状況等を入力して、

- ・ 提出内容に齟齬がある場合は、WEBシステムの「差戻」により提出病院に差し戻し、
- ・ 提出内容に齟齬がない場合は、WEBシステムの「承認」により様式１を令和８年 12 月 9 日(水)までに厚生労働省保険局医療課（DPC調査事務局を含む。以下同じ。）あてに報告する。ただし、様式１の項目のうち、次に掲げる項目については入力を要しない。

（ア）項目２①（１）～（３）

（イ）項目２②（１）、（２）

（ウ）項目３①（２）

ウ 厚生労働省保険局医療課は、都道府県衛生主管部（局）からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数（体制評価指数）等を確定し、各医療機関への内示及び医療機関別係数（機能評価係数Ⅱ）に係る告示を行う。

②様式２の取扱い

ア DPC対象病院は、令和８年 11 月 24 日(火)までにWEBシステムを用いて様式２を病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局担当課あてに提出する。

イ 地方厚生（支）局は、上記アにより提出された様式２の内容を確認し、

- ・ 提出内容に齟齬がある場合は、WEB

ウ 厚生労働省保険局医療課は、地方厚生（支）局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数（体制評価指数）等を確定し、各医療機関への内示及び医療機関別係数（機能評価係数Ⅱ）に係る告示を行う。

③ WEBシステム上の運用

WEBシステムにおいて、様式1と様式2を並行して提出することが可能であるため、①アと②ア、①イと②イはそれぞれ並行して実施して差し支えない。

（２）紙媒体を使用する場合について

ア DPC対象病院は、令和8年10月15日（木）までに地域医療指数（体制評価指数）の評価項目の参加又は指定等状況を、病院の所在地を管轄する都道府県衛生主管部（局）あてに様式1を郵送により提出する。

イ 都道府県衛生主管部（局）は、がん対策主管部（局）及び感染症対策主管部（局）と連携の上、上記アにより提出された様式1に、都道府県における登録状況等を記入したのち、当該様式1を返送することにより提出病院に回答する。ただし、様式1の項目のうち、次に掲げる項目については記入を要しない。

（ア）項目2①（１）～（３）

（イ）項目2②（１）、（２）

（ウ）項目3①（２）

ウ 上記イによる回答を受けた病院は、令和8年11月24日（火）までに病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局担当課あてに様式1及び様式2を郵送により提出する。

エ 地方厚生（支）局は、提出された様式2の内容を確認の上、令和8年12月9日（水）までに厚生労働省保険局医療課あてに様式1及び様式2を郵送により報告する。

オ 厚生労働省保険局医療課は、地方厚生（支）局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数（体制評価指数）等を確定し、各医療機関への内示及び医療機関別係数（機能評価係数Ⅱ）に係る告示を行う。

施設コード

都道府県名：

保険医療機関の名称：

1. 救急医療等の参加状況について

項 目	要 件	医療機関の届出状況※1		都道府県の登録状況※2				
		参加・指定等状況	有	無	参加・指定等状況	有	無	都道府県の確認部署名
1. がん	①がん診療連携拠点病院の指定							
	(1)都道府県がん診療連携拠点病院の指定							
	(2)地域がん診療連携拠点病院の指定							
	②特定領域がん診療連携拠点病院又は地域がん診療病院の指定							
	③小児がん拠点病院の指定							
2. へき地の医療	①へき地医療拠点病院の指定							
	(1)へき地への巡回診療	診療実績		回				
	(2)へき地診療所等への医師派遣	派遣実績		回				
	(3)へき地診療所等への代診医派遣	派遣実績		回				

施設コード

都道府県名：

保険医療機関の名称：

1. D P C算定病床数（該当する区分等にチェック☑を入れ、地方厚生(支)局への医療保険届出病床数を記載すること。）

医科点数表に規定する診療科	区分等	病床数	確認部署名 ※地方厚生(支)局にて記入	病院に確認済 ※修正の場合 ✓を入力
A100 一般病棟入院基本料	☐ 急性期病院A、B一般入院科 ☐ 急性期一般入院科 1～6 ☐ 地域一般入院科 1～3 ☐ 特別入院基本料 ☐ 夜勤時間超過減算 ☐ 夜勤時間特別入院基本料	床		☐
A104 特定機能病院入院基本料	☐ 特定機能病院A～C入院基本料 7対1、10対1	床		☐
A105 専門病院入院基本料	☐ 7対1、10対1、13対1	床		☐
A300 救命救急入院科	☐ 1～2	床		☐
A301 特定集中治療室管理料	☐ 1～3	床		☐
A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	☐ 1～2	床		☐
A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料	☐	床		☐
A301-4 小児特定集中治療室管理料	☐	床		☐
A302 新生児特定集中治療室管理料	☐ 1～2	床		☐
A302-2 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	☐	床		☐
A30				